

「公民館組織と自治会の一元化」と 「公民館のコミュニティセンター化」 地域みなさんに知っていただくためのQ&A 〈第6回〉

5月から、全33地区の自治会において説明会を開催し、地域自治組織再編方針(案)に対するご意見を伺うとともに、各地域における個別具体的な問題などについて地域みなさんと協議・検討を行いました。その中で自治会のみなさんからいただいた質問や要望、意見について、主なものを紹介します。

Q 組織再編後、どこに相談すればいいの
か？

A 令和6年4月、市役所本庁内に地域自治担当課を設置し、ワンストップで対応できる相談窓口、また、地域自治担当課職員による巡回、相談などができる体制を整えます。

Q センター職員の業務は何か。
その身分はどうなるのか。

A これまで公民館主事(会計年度任用職員含む)が担ってきた業務や自治会業務など庶務全般を業務とします。組織再編後の3年間は、大洲市職員(会計年度任用職員)としての身分で、地方公務員法が適用されます。(指定管理移行後は、地域任用職員となります。)

Q 地域の代表者は自治会長なのか？
新たに設置されるセンター長なのか？

A 地域の代表者は自治会長です。センター長は、公民館長のように生涯学習を推進する立場ではなく、センターの運営に係る事務を統括管理する責任者です。なお、それぞれの役割を明確にするため、指定管理移行後はセンター長の名称を「施設管理責任者」に改めます。

Q 地域振興一括交付金について、自治会の規模にかかわらず、平等な算定による交付をお願いしたい。

A 解消すべき地域の課題は、自治会の規模の大小には関係ないと認識しています。人口の少ない自治会においても活発な活動ができるよう、また、昔からの伝統行事や地域行事を継続していけるよう、引き続き支援を行っていきます。

Q 貸館業務の中で営利団体の利用とは何か。また、「専ら営利」の判断基準を示してほしい。

A 公民館のコミュニティセンター化後は、有料講演会をはじめ、書道教室や特産品販売など、利益を得る団体への貸し出しが可能になります。なお、「専ら営利」の判断基準については、市で統一した基準を示します。
また、これまでと同様に地域づくり団体や社会教育関係団体は減免扱いになりますが、一般・営利目的での利用は、使用料を徴収する方向で整理しています。

Q 社会教育の計画や運営主体を、監督行政から地域に任せて担保できるのか。

A 社会教育が衰退することのないよう、そして、公平・中立な活動が行えるよう、市として一定基準を設けるとともに、学級・講座の開設や運営などに関する相談対応や講師紹介など、自治会のみなさんと共に生涯学習を推進していきます。

Q 新たな補助制度の申請手続きや審査などが簡素化され、利用しやすい制度となるよう要望する。

A 自治会が活用しやすいよう、内部審査とすることに併せて、申請書類の簡素化などにより、自治会のみなさんの負担軽減を図ります。

Q 今後も自治会と地区社協の関係性は変わらないのか。

A 今後も変わりません。現在、連絡所長が担っている地区社協の事務局を市社協の職員が担うことになるだけで、地区社協は存続し、地域での福祉事業は継続されます。

【問い合わせ先】

復興支援課地域自治推進係
☎0893(57)9989



市ホームページ

子育てを応援します！出産世帯応援補助金

出産世帯を応援するため、育児用品などの購入経費の一部を補助しています。

【対象児童】

令和5年4月1日以降に生まれた児童

【対象者】

対象児童と同居している父または母で主たる生計維持者

【対象期間】

令和5年4月1日または対象児童の母子健康手帳交付のいずれか遅い日から1歳の誕生日の前日まで

【対象経費】

市内にある店舗で対象期間に購入した育児用品、時短家事家電、省エネ家電の購入にかかった経費で、同一年度内のもの
※単価千円（税込み）未満のもの、中古品を除く

【育児用品】

授乳用品	授乳服、哺乳瓶、搾乳機、粉・液体ミルク など
衛生用品	おむつ替えシート、鼻水吸引器、ベビークリーム など
外出用品	ベビーカー、ベビーシート、抱っこひも など
乳児用衣類・寝具	ベビー服、スタイ、ベビーベッド、ベビー布団 など
離乳食用品	離乳食調理器、離乳食食器 など
乳児用玩具	メリー、プレイジム、ベビーカー など
家事代行サービス	ハウスクリーニング など

【時短家事家電】

洗濯乾燥機、掃除機、食器洗い乾燥機、オーブンレンジ、炊飯器、電気圧力鍋、自動調理鍋 など
※家事にかかる時間を短縮させ、家事負担を軽減する家電製品

【省エネ家電】 下記4品目限定

エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、照明器具、温水機器
※統一省エネラベル2つ星以上の製品
※資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品

【補助額】

対象児童1人につき上限20万円

※申請は1回限り

※複数経費の合算可

【申請要件】

▷大洲市に住民登録があること

▷市税などに滞納がないこと

▷県内の他の自治体で当該事業の補助を受けていないこと

※この他にもいくつか要件があります。

【申請受け付け】

対象児童の誕生日以降

【申請期限】

① 対象児童の1歳の誕生日の前日

② ①の属する年度より前の経費を申請する場合は、当該年度の2月末日

※令和5年度申請は令和6年2月29日(木)必着

【申請に必要なもの】

▷申請書、申請明細書

▷対象児童の母子健康手帳

▷市税完納証明書

▷補助対象品であることが分かる領収書(原本)

▷家電製品のみ保証書、設置後の写真

※追加書類が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ先】

子育て支援課子ども相談係

☎0893(24)5718



市ホームページ

市政広報番組「ピックアップおおず」で大洲市の新しい子育て支援事業について紹介しています。



市公式
YouTube

出産世帯の奨学金返還を支援します

出産世帯奨学金返還支援補助金

出産世帯の経済的負担を軽減するため、奨学金返還金の一部を補助しています。

【対象児童】

令和5年4月1日以降に生まれた児童

【対象者】

対象児童を監護・養育している父および母

※大洲市では30歳以上も対象になります。

【対象期間】

対象児童の誕生日から1歳の誕生日の前日

【対象の奨学金】

対象者本人の就学・修学のために要した奨学金で、本人が返還しているもの

▷日本学生支援機構第1種および第2種奨学金

▷愛媛県奨学資金貸付金

▷各自治体の奨学金 など

【補助額】

対象者1人につき上限20万円

※申請は1回限り

※同一年度内に返還したものに限りです。

【申請要件】

▷大洲市に住民登録があること

▷奨学金返還・市税の滞納がないこと

※この他にもいくつか要件があります。

【申請期限】

① 対象児童の1歳の誕生日の前日

② ①の属する年度より前に返還した奨学金について申請する場合は、当該年度の2月末日

【申請に必要なもの】

▷申請書

▷対象児童の母子健康手帳

▷市税完納証明書

▷奨学金の貸与を証明する書類

▷奨学金の返還計画を証明する書類

▷奨学金の返還を証明する書類

※追加書類が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ先】

子育て支援課子ども相談係

☎0893(24)5718



市ホームページ

大学生支援事業 ～大洲ふるさとごはん便～ 第2便募集

※第1便を申し込んだ人は、申請の必要はありません。

大洲ふるさとごはん便とは？

食料品などの物価高騰の影響を受けている大洲市出身の大学生などに対し、大洲市特産の食料品（4千円相当×2回）を送ることで学生生活を支援します。（第1便の受け付け・送付は終了しました。）

【対象者】 次のすべてにあてはまる人

▷大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専門学校（専修学校）、高等学校専攻科に在学する学生

▷保護者または本人の住民票が大洲市にある

▷30歳まで（平成5年4月2日以降に出生）

【申請期間】

▷第2便 12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

【申請方法】

次のいずれかの方法で申請してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

① 電子申請

右の二次元コードから電子申請サービスにアクセスして申請内容を入力し、必要書類の写し（写真データでも可）を添付してください。



電子申請サービス

② メール

✉seisaku@city.ozu.ehime.jp宛てに申請書（記入後、PDFに変換したもの。写真不可）と必要書類の写し（写真データでも可）を添付して送信ください。

③ 郵送・窓口持参

申請書原本と必要書類の写しを提出してください。

【必要書類】

▷大学などに在学していることを証明するものの写し（学生証・在学証明書など。在学証明書は令和5年4月1日以降に発行されたもの）

▷学生本人の健康保険証の写し

【申請・問い合わせ先】

企画情報課 ☎0893(24)1728



市ホームページ

令和6年度 保育所・認定こども園・幼稚園の児童を募集します

申込受付期間 12月1日(金)～12月15日(金)

保育所籍(2・3号)を希望する場合

【書類配布・受付場所】

▷新規申し込み…子育て支援課

▷継続利用申し込み…利用している施設

【利用の条件】

対象児童：0～5歳児

保護者が次のような理由で、子どもを保育する必要があると認められる場合です。

▷就労(月64時間以上)

▷妊娠、出産、求職活動

▷病気、けが、心身の障がいなど

【保育時間】

保護者の就労時間や認定の事由などにより保育時間が決定されますが、実際にお預かりする時間は、保護者の就労実態に応じた必要な時間になります。

▷保育標準時間(最長11時間) 7:30～18:30

▷保育短時間(最長8時間) 8:30～16:30

施設種別	乳	延	土	施設名	電話	定員		
公立	認定こども園	○	○	大洲こども園	24-2919	150		
		○	○	東大洲こども園	24-3188	106		
		○		菅田こども園	25-5163	110		
		○		肱川こども園	34-3393	44		
	保育所	○		○	喜多保育所	24-2749	85	
		○			新谷保育所	25-0600	120	
					栗津保育所	26-0220	60	
					南久米保育所	24-3754	40	
					徳森保育所	25-4020	120	
		○			長浜保育所	52-0453	60	
		○	○		大和保育所	59-3755	60	
	私立	認定こども園	○		○	五郎保育園	23-4478	70
			○	○	○	愛媛帝京幼稚園	25-0602	100
			○	○	○	悠園	25-3936	90
○				○	大洲プリスクール	57-9866	20	
保育所		○	○	○	大洲乳児保育所	24-4418	60	
事業所内保育所		○			喜多医師会病院院内保育室	25-0551	6	
小規模保育所	○		○	こころ保育園	23-9258	12		

乳：乳児(0歳児：生後およそ6カ月以降)の受け入れ

延：時間延長

土：土曜1日受け入れ

幼稚園籍(1号)を希望する場合

【書類配布・受付場所】

▷新規申し込み…

公立認定こども園：子育て支援課

公立・私立幼稚園、私立認定こども園：希望する施設

▷継続利用申し込み…利用している施設

【利用の条件】

満3歳以上の児童

施設種別	施設名	電話	定員	
公立	認定こども園	大洲こども園	24-2919	30
		東大洲こども園	24-3188	65
		菅田こども園	25-5163	6
		肱川こども園	34-3393	6
	幼稚園	久米幼稚園	23-2796	70
		平野幼稚園	23-2889	70
		河辺幼稚園	39-2808	70
私立	認定こども園	五郎保育園	23-4478	6
		愛媛帝京幼稚園	25-0602	100
		悠園	25-3936	15
		大洲プリスクール	57-9866	6
幼稚園	長浜幼稚園	52-0018	15	

入所の決定

入所が決定した児童には、2月中旬(公立幼稚園は1月下旬)に各家庭へ連絡する予定です。

保育料・給食費

▷保育料は、児童の年齢や各家庭の状況、保護者の市民税額、保育時間などで決定します。

▷保育料が無償化となるのは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までで、3歳から5歳児は、給食費を実費徴収します。

その他

▷令和5年度から引き続き入所する児童や転園を希望する児童も申請が必要です。

▷施設を見学したい場合は、事前に希望する施設に電話で予約してください。



市ホームページ

【問い合わせ先】

子育て支援課子育て支援係 ☎0893(24)5718

市民サービスセンターをご利用ください

市民サービスセンターでは、市民のみなさんの利便性や地域の魅力の向上を図るため、次のような業務を行っています。市役所より遅くまで開いているほか、土日、祝日も利用できて便利です。ご利用ください。

【場所】 たいき産直市「愛たい菜」施設内
(東大洲1702番地1)

【開設時間】 9:45~18:30

【休業日】 木曜日、年末年始(12月29日~翌1月3日)



【取り扱い業務】

- ▷ 住民票の写しの交付 (住民記載事項証明を除く)
- ▷ 印鑑登録証明書の交付
- ▷ 市内の観光案内
- ▷ 税証明の交付
 - ・ 納税証明 (法人市民税を除く)
 - ・ 課税・所得証明
 - ・ 名寄帳 (共有分を除く)
 - ・ 評価証明 (共有分を除く)
 - ・ 公課証明 (共有分を除く)
 - ・ 軽自動車税証明 (継続検査用)
 - ・ 標識交付証明 (再交付のみ)
 - ・ 廃車証明 (再交付のみ)
 - ・ 国民健康保険税納付確認書

※各種異動(転出・転入・転居など)、印鑑登録・廃止、戸籍関係の届け出・交付、公金(各種納税や水道料の徴収など)業務は行っていませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

市民サービスセンター ☎0893(25)7001
市民課市民係 ☎0893(24)1710



市ホームページ

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書を提出してください

事業主は、雇用形態にかかわらずすべての従業員の給与支払報告書を作成して、1月1日現在において住民登録のある市区町村に提出しなければなりません。

提出された給与支払報告書は、市県民税・国民健康保険税などを適正に計算するための重要な資料となります。必ず令和6年1月31日(水)までに提出してください。

また、事業主は原則、すべての従業員の市県民税を特別徴収するよう義務付けられていますので、引き続き、ご協力をお願いします。

提出時の注意点

▷ 前々年の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eL T A X^{エルタックス}または光ディスクなどで提出する必要があります。令和5年度の税制改正により光ディスクで提出をする場合、承認申請書の提出は不要となりましたので、この機会にeL T A Xまたは光ディスクなどをご活用ください。

▷ 令和5年中に退職した従業員の給与支払報告書も提出してください。

▷ 社会保障・税番号制度の施行により、法人番号・個人番号の記入が必要です。それに伴い、個人事業主の場合は、提出時に本人確認を行います。

本人確認(番号確認と身元確認)

個人事業主の場合は、次の書類の提示または写しを提出してください。

【マイナンバーカードがある場合】

マイナンバーカードのみで本人確認が可能

【マイナンバーカードがない場合】

マイナンバーが確認できる書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票などいずれか1つ)と身元確認ができる書類(運転免許証、健康保険証などいずれか1つ)

【提出・問い合わせ先】

税務課市民税係
☎0893(24)1711



市ホームページ

寝たきり高齢者などの障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、要介護認定者などで寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、申請により市が認定書を交付します。本人または扶養者が、この認定書で確定申告・住民税申告をすると、所得控除（障害者控除）の対象となります。

【認定書交付対象者】

大洲市に住所を有し、次のいずれかの状態にある人

- ▷身体障がい者（1～6級）に準ずる障がい
- ▷知的障がい者（軽度～重度）に準ずる障がい
- ▷寝たきり高齢者

※すでに身体障害者手帳などで控除を受けている人や、本人または扶養者が非課税で申告の必要がない人は、認定書の取得は必要ありません。

【申請・問い合わせ先】

高齢福祉課地域支援係

☎0893(24)1714



市ホームページ

不妊治療費助成事業を開始しました

令和5年4月1日以降の不妊治療にかかる費用の一部の助成を開始しました。

【対象者】

申請時に夫婦（事実婚を含む）のいずれかが大洲市に住民登録があり、不妊治療開始時点で妻の年齢が43歳未満である夫婦。

【対象となる治療】

- ▷妊娠前検査（1組の夫婦につき1回限り）
- ▷不妊治療（一般不妊治療、生殖補助医療）
- ▷生殖補助医療に伴う先進医療

【注意事項】

検査および治療にかかる費用の一部を助成します。受けた治療が助成対象となるかの確認が必要ですので、申請前に相談をお願いします。

【相談・申請・問い合わせ先】

大洲市保健センター

☎0893(23)0310



市ホームページ

災害時の大切な情報を受信！ 「コスモキャスト」を利用しましょう

コスモキャストアプリ

スマートフォンにアプリを入れて郵便番号を登録するだけで、災害など緊急時の防災行政無線放送を聞くことができます。

お使いのスマートフォンがアンドロイドの場合はGoogle Playストアから、iOSの場合はApp Storeから「コスモキャスト」と検索するか、下記の二次元コードを読み取ってインストールしてください。

利用料は無料です。ただし、ダウンロードや利用時にかかる通信料は利用者負担となります。

※平常時の放送は聞くことができません。

Android版



iOS版



【問い合わせ先】

大洲市危機管理課

☎0893(24)1742

第2回ペアレント・メンターCafé 参加者募集

ペアレント・メンターは、発達障がい児を育てた経験があり、特定の研修を受けた保護者のことです。ペアレント・メンターとお話しませんか？

【対象】 子供の発達が気になっている保護者

【日時】 令和6年1月13日(土) 10:00～11:30

【場所】 総合福祉センター1階 会議室

【申し込み方法】

電話またはメールで次の内容をお知らせください。

- ① 氏名
- ② 電話番号
- ③ お子さんの年齢・性別
- ④ 家族構成
- ⑤ 困りごとや知りたいこと

【募集人員】 5人

【申込期限】 12月22日(金)



市ホームページ



【申し込み・問い合わせ先】

教育委員会こども発達支援室

☎0893(57)9919

✉gakkoukyouiku@city.ozu.ehime.jp

「愛媛県エイズ予防週間」

12月1日(金)～7日(木)は「愛媛県エイズ予防週間」です。

週間中、八幡浜保健所では「夜間エイズ検査・相談」を無料で実施します。日中に都合がつかない人も、この機会に検査を受けてみませんか？

【実施日】 12月7日(木)

【受付時間】 18:00～19:00

【場所】 八幡浜保健所(南予地方局八幡浜支局1階)

【申し込み方法】 無料・匿名・予約不要

【電話相談】 ☎0894(22)4111(内線313)

※エイズ検査は、陰性の場合、当日30分程度で結果が出ます。

※エイズ検査・相談は、毎週月曜日(祝日除く)10:00～11:00にも予約制で行っていますので、ご利用ください。

【相談・問い合わせ先】

八幡浜保健所感染症対策係

☎0894(22)4111(内線313)

「住生活総合調査」にご協力ください

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を検討・推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的に、国土交通省が5年ごとに実施する重要な統計調査です。

今回の調査対象は、10月に実施された住宅・土地統計調査の回答世帯から抽出され、全国で約10.8万世帯となります。

調査世帯には、11月下旬から郵送にて調査票が配布されますので、オンラインまたは郵送により回答へのご協力をお願いします。



国土交通省
ホームページ

【問い合わせ先】

令和5年住生活総合調査事務局

☎0120(169)037(専用フリーダイヤル)

設置期間：11月21(火)～12月28日(木)

受付時間：火～土曜日(日・月曜日除く)

10:00～18:00

障害基礎年金制度

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、要件を満たしていれば、申請により受けることができる年金です。

【受給要件】

次の3つの条件をすべて満たしている人

① 障がいの原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日(初診日)が、下記のいずれかに該当していること。

▷国民年金の加入期間である

▷60歳以上65歳未満(日本に住んでいる場合のみ)で老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない

▷年金制度に加入していない20歳未満である

② 初診日から1年6カ月経過後あるいは症状が固定した日において、障がいの状態が国民年金法に定める1級または2級に該当していること。

※1年6カ月経過時は障がいの状態に該当しなかった場合で、65歳までに悪化し2級以上の障がい状態になった場合も該当

③ 初診日の前々月までに、保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が加入期間の3分の2以上であること。初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

※20歳前の病気やけがで障害年金を申請する場合は、納付要件はありません。

【年金額】(令和5年4月から)

1級 年額993,750円

2級 年額795,000円

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳未満の子がいる場合、子の人数に応じて加算があります。

初診日に厚生年金に加入していた場合は、障害厚生年金の請求になります。詳しくは、下記へご相談ください。

【問い合わせ先】

市民課年金係 ☎0893(24)1713

松山西年金事務所 ☎089(925)5105 市ホームページ



大洲市人事行政の運営などの状況

大洲市の人事行政の運営などの状況を次のとおりお知らせします。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員の採用・退職などの状況 (R4.4.2~R5.4.1) (人)

職 種	退 職				採用	再任用
	定年退職	勸奨退職	その他	計		
事 務 職	3	3	6	12	15	20
技 師				0	1	3
保育所保育士		1	2	3	2	
施設保育士・指導員など				0		1
保健師・助産師			1	1		2
教育公務員				0		1
技能労務職		2		2		3
医 師	1		2	3	2	
看護 師		1	4	5	7	7
医療技術職	1		1	2	3	2
計	5	7	16	28	30	39

(2) 職層別構成 (R5.4.1現在)

職 種	職員数 (人)
事 務 職	306
技 師	34
保育所保育士	74
施設保育士・指導員など	10
栄 養 士	6
保健師・助産師	22
社会福祉士など	4
司 書・学 芸 員	6
教育公務員	9
技能労務職	17
医 師	13
看護 師	112
医療技術職	42
計	655

(3) 昇任・昇格および降任の状況 (R4.4.2~R5.4.1)

職 名	昇任・昇格人数 (人)
部 長	3
課 長	12
主 幹	3
課長補佐	13
専 門 官	3
専 門 員	23
係 長	29
主査など	9
主事など	15
計	110

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (R5.4.1現在)

区 分	職員数 (人)		対前年度増減数	主な増減理由
	令和4年度	令和5年度		
一般行政部門	議 会	4	4	0
	総 務	79	81	2
	税 務	20	19	△1
	民 生	144	142	△2
	衛 生	31	30	△1
	農 水	34	35	1
	商 工	20	21	1
	土 木	44	43	△1
小計	376	375	△1	
政 務 部	教 育	58	59	1
	小計	58	59	1
公 営 企 業 等	病 院	171	177	6
	水 道	12	12	0
	下水道	4	4	0
	その他	28	28	0
	小計	215	221	6
合 計	649	655	6	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者などを含み、会計年度任用職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

一般職の職員（規程で定める職員を除く。）を対象に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評価を受ける職員の上位の職位となる職員で規程で定める者を第一評価者として、また、第一評価者の直近上位の職位となる職員を第二評価者として、職員の能力、執務態度および業績などの評価を行いました。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(R5.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度人件費率
令和4年度	40,255人	301億9,793万円	30億7,647万円	49億1,996万円	16.3%	15.6%

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (R5.4.1現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大洲市	322,897円	373,584円	46.0歳	278,776円	298,592円	55.4歳
国	322,487円	404,015円	42.4歳	286,942円	329,178円	51.2歳

(3) 特別職の報酬などの状況 (R5.4.1現在)

区 分	給料、報酬などの月額
給 料	市長 871,000円
	副市長 676,000円
	教 育 長 565,000円
報 酬	議長 447,000円
	副議長 370,000円
	議員 344,000円
期 末 手 当	(令和4年度支給割合) 3.3月分
退 職 手 当	(算定方式) (支給時期)
	市長 給料月額×在職月数×100分の46 任期ごとに支給
	副市長 給料月額×在職月数×100分の27 任期ごとに支給
教 育 長 給料月額×在職月数×100分の20 任期ごとに支給	

(4) 職員手当の状況

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 6,500円、扶養親族 6,500円 (子の場合: 10,000円)、扶養親族たる子のうち特定期間にある子1人につき5,000円を加算。	同	
住居手当	16,000円を超える家賃を支払っている借家居住者 支給上限額28,000円	同	
通勤手当	通勤距離片道 2 km以上 交通機関利用…普通運賃相当額 交通用具利用 2 km以上 …… 2,000円 5 km以上 …… 4,200円 10 km以上 …… 7,100円 15 km以上 …… 10,000円 20 km以上 …… 12,900円 25 km以上 …… 15,800円 ~ 31,600円	同	
期末手当・勤勉手当	支給割合 (令和4年度) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.0月分 役職加算 5~15% 1人当たりの平均支給額 (令和4年度) 1,449千円	異	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (R5.4.1現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分	土・日曜日

(注) 勤務所によっては、始業、終業、週休日が異なる場合があります。

(2) 主な特別休暇など

種類	休暇の概要、取得の要件など	
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日 (前年の繰越日数の上限が20日のため、最高40日)
	病欠休暇	負傷または疾病のため、医師の診断により療養する必要がある場合
	特別休暇	主な休暇 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇・短期介護休暇など
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合

(3) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象 職員数C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
12,790日	3,104.0日	308人	10.1日	24.3%

(注) 対象職員数は、教育委員会・病院などに勤務する職員を除いています。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業、部分休業、育児短時間勤務の取得者数

育児休業	部分休業	育児短時間勤務
13人	2人	1人

(2) 自己啓発等休業、修学部分休業および高齢者部分休業の取得者数

自己啓発等休業	修学部分休業	高齢者部分休業
0人	0人	0人

(注) 取得者数は、令和4年度に新たに取得した者のほか、前年度から引き続き取得している者も含む。

6 職員の分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (人)

処分事由	処分の種類				
	降任	免職	休職	降給	失職
心身の故障の場合 地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	-	-	19	-	-

(2) 懲戒処分者数 (人)

処分事由	処分の種類			
	戒告	減給	停職	免職
職務を怠った場合 地公法第29条第1項第2号	-	-	-	-
非行のあった場合 地公法第29条第1項第3号	-	-	-	-

7 職員の服務の状況

(1) 服務規律の順守に関する取組の状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員の服務規律の順守に努めています。

(2) 病欠休暇の取得状況

取得者数	期間	
	1月以上	2月以上
10人	2人	8人

8 職員の退職管理の状況

営利企業などに再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約などの事務に関し、離職後2年間は、職務上の行為をするように、または、しないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

令和4年度退職者（部長職・課長職）の再就職の状況 (人)

退職時 職位	退職 者数	再就職先				再就職 者数
		再任用 職員	民間企業 など	外郭団体 など	市会計年度 任用職員など	
部長職	4	1	1	-	2	4
課長職	8	3	-	-	-	3
合計	12	4	1	-	2	7

9 研修の状況

(1) 研修の（実施）状況

研修区分	研修種別	研修内容など	研修期間(日)	受講者(人)	
自主研修	新規採用職員研修		2	22	
	人権同和教育研修		-	全職員	
	職場検討会		-	全職員	
	人事評価制度研修		2	135	
	キャリアデザインセミナー		1	25	
	新人職員研修		4	30	
	保育士等研修	DVD学習	-	-	
	階層別研修	課長補佐級研修	3	34	
	人材育成研修	接遇・クレーム研修	-	38	
	委託研修	自治大学		72	1
市町村アカデミー			-	4	
愛媛県研修所		市中堅職員研修		4	5
		市町係長級研修		4	4
		市町課長級職員研修		2	2
その他		専門研修		-	6
		接遇等研修		1	14
		社会基盤ME養成講座		12	1
		建設技術講習		2	4

10 職員の福祉および利益の保護状況

(1) 健康診断受診者数

定期健康診断受診者	216人
人間ドック受診者	416人

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

公務災害	1件
通勤災害	0件

(3) 福利厚生制度に係る負担

▷ 共済組合への負担金	784,074千円
愛媛県市町村職員共済組合	11,477千円
公立学校共済組合	5,206千円
▷ 愛媛県市町村職員互助会への負担金	

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第1号および大洲市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づき、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する要求を審査、判定し、必要な措置を執る。

(2) 種別、件数について……………該当なし

12 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第2号および大洲市職員の不利益処分に関する審査に関する規則に基づき、職員に対する不利益な処分について不服申立てに対する採決または決定をする。

(2) 種別、件数について……………該当なし

13 職員からの苦情の処理の状況

(1) 制度の概要

地方公務員法第8条第2項第3号に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の申し出および相談に対し助言などを行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督のもとに、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

(2) 種別、件数について……………該当なし

勤務条件に関する苦情・相談……………該当なし



【問い合わせ先】

総務課職員係 ☎0893(24)1723 市ホームページ

令和6年4月(6月請求分)から水道料金が変わります～新料金のお知らせ～

大洲市水道事業では、これまで2回にわたり、水道事業の経営状況や現在実施している主な事業を紹介してきました。3回目となる今回は、新料金についてお知らせします。

【安心・安全な水道をいつまでも】

現在の大洲市の水道料金は、平成27年度に料金改定を行ったものの、いまだ地域間格差が残っています。今回の料金改定は、減少傾向にある水需要や更新費用の増大が見込まれることを踏まえ、今後も健全な経営をしていくために必要ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

【今回の料金改定のポイント】

- ▷大洲市内の水道料金を統一
- ▷大洲市全体で水道料金を平均約15パーセント引き上げ
- ▷水道メーターの口径で料金を設定する「口径別利用体系」と、使った水の量が多くなるほど1㎡あたりの料金が段階的に高くなる「ていぞうがた通増型重量料金」の二部制を引き続き採用



五郎水源地

【新料金の支払い時期】

- ▷新料金の支払いは、7月から始まります。

令和6年4月からの新料金（税抜き）

用途	口径	料金			
		基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	
一般用	13mm	8㎡	1,300円	9㎡～10㎡	160円
	20mm		1,950円		
	25mm		2,320円	11㎡～20㎡	170円
	30mm	3,580円			
	40mm	5,170円	21㎡～40㎡		
	50mm	7,980円			
	75mm	15,230円		41㎡～	200円
	100mm	30,000円			
150mm	36,000円				
銭湯用		100㎡	7,200円	101㎡～	120円
臨時用 船舶用		1㎡	380円	2㎡～	380円

現在と改定後の水道料金の比較 【口径13mm・1ヶ月20㎡使用】 （税込み）

大洲・肱川地域

現行	改定後	差額
3,025円	3,652円	627円

長浜地域

現行	改定後	差額
3,410円	3,652円	242円

河辺地域

現行	改定後	差額
2,695円	3,652円	957円



【問い合わせ先】

上下水道課管理係 ☎0893(24)3753

市ホームページ

大洲ええモンセレクション 新たに2事業者の3品目を認定

大洲ええモンセレクションとは

大洲を代表する商品として認定し、PRすることで、地域産業の活性化や、市全体のイメージアップにつなげることを目的とした制度です。認定審査会を10月12日(木)に開催し、新規の3品目が認定され、更新を合わせて全61品目となりました。新たに認定された3品目を紹介します。



(株)アライ
臥龍醸造
GARYU BREWING

大洲シルクエール (クラフトビール)



肱川流域では、かつて養蚕業が盛んに営まれ、世界に誇る高品質の伊予生糸が生産されていました。中でも大洲は一大製糸地帯であり、臥龍醸造のある赤煉瓦倉庫も明治の絹糸工場の繭倉庫として使われていました。現在では希少となった大洲産シルクの

パウダーを実際に使用し、その風味を活かすためレシピと製法をアレンジ。なめらかで爽やかな味わいに仕上げました。

イイノ アッセンブル
iino assemble

ベビーフード
あまごと有機野菜のおじや
9ヵ月 / 12ヵ月



生まれたての無垢な赤ちゃんのために考えて作られた、長期保存可能なレトルトベビーフードです。大洲特産のあまごを使用。1袋で1食分の栄養を摂取できる優れたものです。食品添加物、保存料不使用。赤ちゃんのカラダと味覚を育てるために、月齢に合わせて、自社工房でひとつひとつ丁寧に作りました。食材すべての生産者がわかる、顔が見えるものづくりを行っています。

ええモンセレクション
ホームページ



【問い合わせ先】

商工産業課営業戦略係 ☎0893(24)1722

暖房器具による火災に気を付けましょう

冬から春にかけては、空気の乾燥や強風によって火災が発生しやすくなります。

暖房器具の「誤った使用・不注意」が火災につながることから、注意が必要です。

こたつ・ヒーター火災の原因は？

【ほこりを掃除せずそのまま使用した】

暖房器具を冬場まで長期間保管しているとほこりが溜まり、その状態で使用するとほこりから発火することがあります。

【就寝中に毛布が燃えた】

ストーブの近くで就寝していると、寝返りの際に布団や毛布がストーブに触れて着火することがあります。

【こたつから発火した】

こたつの中で衣類を乾かした場合、衣類から発火することがあります。

火災を防ぐための注意点

【石油・電気ストーブ】

- ▷ストーブの上などで洗濯物を乾かさない。
- ▷カーテン、ふすまの近くでストーブを使用しない。
- ▷石油ストーブには灯油を使用し、ガソリンは絶対に使用しない。
- ▷使用中のままその場を離れない。
- ▷スプレー缶を近くに置かない。
- ▷就寝時や給油時は必ず火を消す。
- ▷使い始めは掃除をする。

【こたつ】

- ▷こたつの中で衣類を乾かさない。
- ▷可燃物がヒーター部分に接近しないように気を付ける。
- ▷こたつの電源コードを曲げたりねじったりしない。

【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119

長浜支署 ☎0893(52)0119

川上支署 ☎0893(34)2851



大洲地区広域
消防事務組合
ホームページ